

都市計画法における開発行為の一連性の判断について

今回、あなたの土地利用計画については隣接残地を利用しないとのことですので、開発行為の一連性については今回申請された面積で判断しました。

したがって、今回利用する土地が、次に掲げる状態になる以前に隣接残地で土地利用を行う場合は、原則として、今回利用の土地を含めた開発許可申請が必要となりますので相談して下さい。

【開発行為の一連性がないと判断する状態とは】

1. 建築確認行為のとき

- (1) 先行する建築確認行為のすべての建築物の完了検査済証が交付されたとき
- (2) 申請者、土地所有者、代理人、工事施行者または設計者のいずれも関連性が見られない建築確認行為

2. 道路位置指定に係るとき

- (1) 先行する宅地造成行為の目的となるすべての建築物の完了検査済証が交付されたとき
- (2) 建築基準法の道路位置指定完了公告後1年間経過した後に行う宅地造成行為
- (3) 申請者、土地所有者、代理人、工事施行者または設計者のいずれも関連性が見られない宅地造成行為

3. 開発許可行為のとき

- (1) 先行する開発行為が開発許可を受け、当該開発行為の目的となるすべての建築物の完了検査済証が交付されたとき
- (2) 先行する開発行為が開発許可を受け、工事完了公告後1年間経過した後に行う開発行為
- (3) 申請者、土地所有者、代理人、工事施行者または設計者のいずれも関連性が見られない開発行為

上記内容については、隣接残地所有者等に周知いたしました。

平成 年 月 日

(相談者又は代理人) 住所

氏名 ㊟

(連絡先) 氏名

電話

※氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

担当課記入欄

受付番号	—	受付日		明細地図	P	-	-	プロット	<input type="checkbox"/>
------	---	-----	--	------	---	---	---	------	--------------------------

決裁

まちづくり計画課			建築指導課		
担 当	係長・主幹	課長	担 当	係長・主幹	課長

都市計画法における開発行為の一連性の判断について

今回、あなたの土地利用計画については隣接残地を利用しないとのことですので、開発行為の一連性については今回申請された面積で判断しました。

したがって、今回利用する土地が、次に掲げる状態になる以前に隣接残地で土地利用を行う場合は、原則として、今回利用の土地を含めた開発許可申請が必要となりますので相談して下さい。

【開発行為の一連性がないと判断する状態とは】

1. 建築確認行為のとき

- (1) 先行する建築確認行為のすべての建築物の完了検査済証が交付されたとき
- (2) 申請者、土地所有者、代理人、工事施行者または設計者のいずれも関連性が見られない建築確認行為

2. 道路位置指定に係るとき

- (1) 先行する宅地造成行為の目的となるすべての建築物の完了検査済証が交付されたとき
- (2) 建築基準法の道路位置指定完了公告後1年間経過した後に行う宅地造成行為
- (3) 申請者、土地所有者、代理人、工事施行者または設計者のいずれも関連性が見られない宅地造成行為

3. 開発許可行為のとき

- (1) 先行する開発行為が開発許可を受け、当該開発行為の目的となるすべての建築物の完了検査済証が交付されたとき
- (2) 先行する開発行為が開発許可を受け、工事完了公告後1年間経過した後に行う開発行為
- (3) 申請者、土地所有者、代理人、工事施行者または設計者のいずれも関連性が見られない開発行為

上記内容については、隣接残地所有者等に周知いたしました。

平成 年 月 日

(相談者又は代理人) 住所

氏名 ①

(連絡先) 氏名

電話

※氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

